

DPC 制度の概要と基本的な考え方（3）

～調整係数の役割～

本項は前回（平成 22 年 11 月 24 日）の DPC 評価分科会資料 D-4-1 の続きとして、同日の議論を踏まえ、加筆をしたものである。

2. DPC 制度の基本的な考え方

（2）包括評価の実際

④ 医療機関別係数の設定

ハ 調整係数の役割

（ア）調整分（調整係数による補正）の由来

- ・ 制度導入時の激変緩和のために設定された調整係数は、前年度の診療報酬算定実績を反映（補正）するというその定義から、各医療機関に対して、前年度の包括評価水準を維持する機能を担っている。
- ・ このような調整係数の運用により得られる当該調整分の由来は各医療機関によって異なるが、基本的には以下の 4 つに大別されるものと考えられる。

a アウトライヤー対応分

DPC（診断群分類）毎の包括点数は、該当する過去の診療実績データ（包括範囲に対応する出来高点数）から外れ値（標準的な診療内容から逸脱した例外的な症例等；アウトライヤー）を除外した幾何平均に基づき設定されており、各 DPC に該当する全症例分の出来高報酬相当額の平均値とでは一定の乖離が生じる。

b 施設毎バラつき対応分

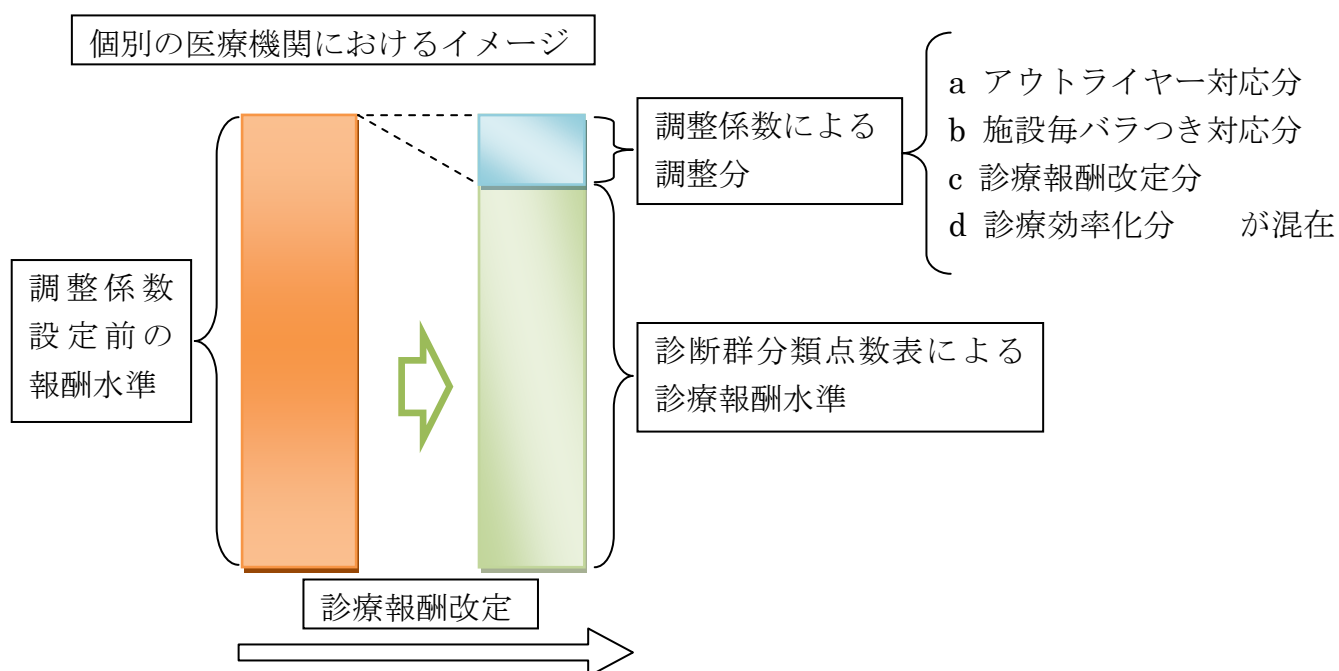
包括範囲に該当する診療内容は、個別の症例毎や医療機関毎に一定のバラつきがある。このため、全 DPC 対象病院の総平均と、医療機関毎の平均の間には一定の乖離が生じる。

c 診療報酬改定対応分

診療報酬改定時に設定する DPC（診断群分類）毎の包括点数表は、改定前の診療実績データ（包括範囲に対応する出来高点数）であるため、改定率により補正する必要が生じる。

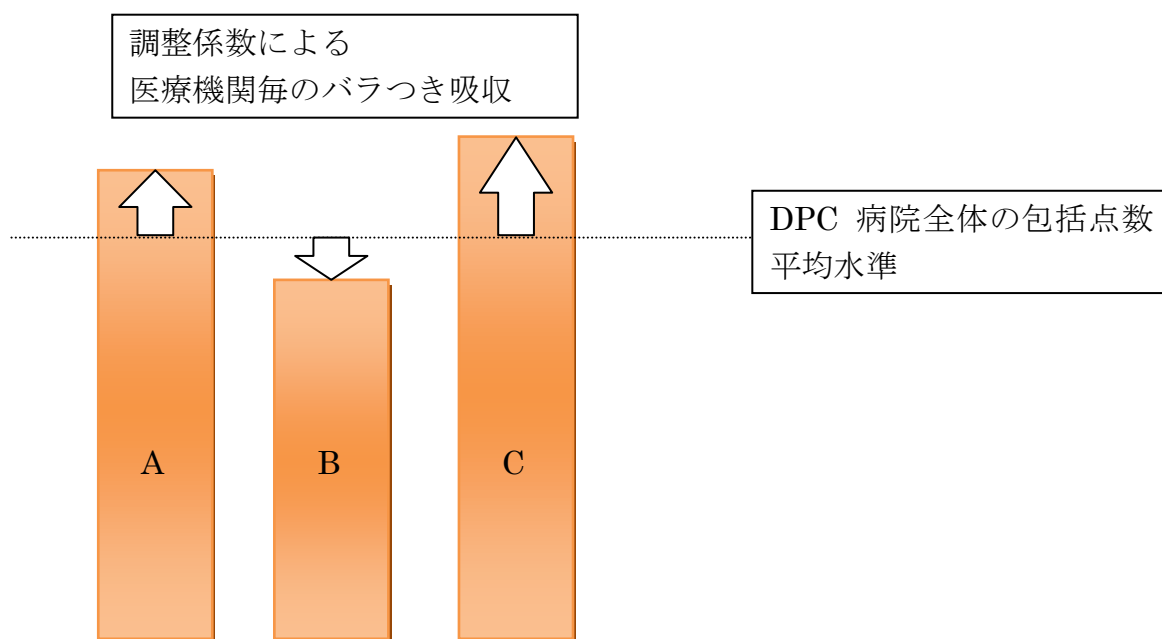
d 診療効率化分

包括評価への対応として、各医療機関で実施される診療内容の効率化が図られるため、DPC（診断群分類）毎の包括点数を設定した時点で想定していた診療内容との比較において、実際に使用された医薬品等について後発品等の廉価品への切り替えや検査・画像診断等の実施の効率化の程度に応じた乖離が生じる。



(イ) 調整分（調整係数による補正）の効用

- 各 DPC 病院で実際に実施される診療に対して得られる包括報酬の算定において、DPC 病院全体の包括点数平均水準（全体の平均値）との乖離（バラつき）を吸収することで、円滑な医療機関の運営が促進されている。（上記 a、b、c に対応）



- DPC 包括評価に参加する医療機関にとって、効率化分（上記 d に相当）も含めた DPC 包括評価による報酬が出来高算定報酬との比較で病院にとって有利になる余地があれば、当該医療機関にとって DPC 制度（包括評価）を選択するインセンティブとなっている。